

千葉市大学支援寄附金（大学及び短期大学を指定した寄附）による 寄附金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉市のふるさと納税制度による寄附金の受入れのうち寄附者が大学及び短期大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定によるものに限る。以下「大学等」という。）を指定して寄附をする「千葉市大学支援寄附金」（以下「寄附金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の受付）

第2条 寄附金は、寄附申込書（様式第1号）及び市の指定するインターネットサイトにより、受け付けるものとする。

2 寄附金は、法令等による制限がある場合又は寄附の目的が公序良俗に反する場合には、受付を拒否することができる。

（収納方法）

第3条 寄附金の収納方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1）納入通知書による納付
- （2）現金の直接納付
- （3）市の指定するインターネットサイトが取り扱う方法による納付

（納入期限）

第4条 納入通知書による寄附金の納入期限は、納入通知の日から起算して30日以内とする。ただし、寄附者から申出があった場合には、この限りではない。

2 納入期限を超過してもなお納入が確認できない場合には、寄附者の意思を確認し、適切に処理するものとする。

（お礼状及びお礼の品）

第5条 市は、寄附金を収納した場合の感謝の意を表すため、お礼状を寄附者に送付するものとする。

2 市からのお礼の品の提供は行わない。

3 寄附者が、自己に関する情報を市が当該大学等に提供することに同意した場合には、大学等は市から当該情報の提供を受け、お礼状を送付することができる。

（領収書及び寄附金受領証明書）

第6条 寄附金の受領を証明するために発行する領収書の様式は、市が発行する納入通知

書に付随する領収書を使用するものとする。

- 2 現金、又はインターネットサイトを利用したマルチペイメント（納入通知書を除く）での寄附に係る領収書については、寄附金受領証明書を発行する。

（寄附金整理簿）

第7条 市は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金整理簿を整備する。

（寄附金の取扱い）

第8条 市が収納した寄附金は、次条及び第10条に規定する要件を満たしていると認められる場合には、指定された大学等に対して寄附金として交付する。なお、その判断にあたり、市は必要に応じて関係部署又は関係機関等に意見を求めることができる。

- 2 市の責めに帰さない事由により、指定された大学等に寄附金を交付できない場合、当該大学等から返還や交付を辞退する申し出があった場合には、財政調整基金（市政全般）に寄附するものとする。

（登録大学等の要件）

第9条 大学等の申請により次に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合には、当該大学等は寄附金の対象となる大学等（寄附者が指定できる大学等。以下「登録大学等」という。）となることができる。

（1）登録大学等に係る要件

ア 市と本市のまちづくりの推進や地域貢献に関する連携協定を締結している市内外の大学等であること

イ 大学等の役員等（代表者、理事等及びその他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(イ) 自己、自団体若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(イ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(イ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

（2）活動に係る要件

ア 学術・文化等の向上・発展、活力あるまちづくりを推進するため、市民、企業、行

政など地域との連携・協力をして公益性の高いまちづくり活動を行っており、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 千葉市の施策と整合する活動を行っていること。

(イ) 千葉市のまちづくり等に協力していること。

イ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

(寄附金の使途)

第10条 寄附金の使途は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 前条第2号に定める活動に関する事業に必要な経費であること。

(2) その他必要と認められる事業に必要な経費であること。

(登録大学等の登録)

第11条 登録を受ける意思のある大学等は、登録大学等申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 誓約書(様式第2号の2)

(2) 寄附金に係る個人情報の管理体制等について(様式第2号の3)

(3) 市と連携協定を締結していることを証明するもの

(4) 市民、企業、行政など地域との連携・協力して公益性の高いまちづくり活動を行っていることを証するもの

(5) その他、大学等の広報物等、活動に関して参考となる書類

2 市は、前項の大学等について、前2条に規定する要件を満たしていると判断できた場合には、対象大学等として登録するとともに、市のホームページ等で紹介する。なお、登録にあたり、市は必要に応じて関係部署又は関係機関等に意見を求めるものとする。

(登録の辞退)

第12条 前条の規定により対象大学等として登録を受けた大学等が、当該登録を辞退する場合には、登録大学等辞退届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(登録の抹消等)

第13条 登録大学等に法令違反、定款や規約の違反等ふさわしくない事象が発生した場合には、市は当該大学等に対し改善を要求するとともに、第11条第2項に定める紹介を中止するものとする。

2 前項による改善の要求を行った日から1年以上経過してもなお引き続き改善されない場合には、市は登録大学等の登録を抹消するものとする。

(寄附金の交付等)

第14条 寄附金の交付を希望する登録大学等は、寄附金交付申請書(様式第4号)及び寄附金活用事業計画書(様式第4号の2)を、市長に提出するものとする。

2 市は、登録大学等から前項に規定する申請書の提出を受け、その内容が適正であると判断できた場合には、寄附金を交付するものとする。

(寄附金交付の条件)

第15条 寄附金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長に対し変更申請を行うこと。
- (2) 寄附金による支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備すること。
- (3) この要綱を遵守すること。

2 前項第1号の規定により、変更の申請を行う場合には、寄附金変更申請書(様式第5号)及び寄附金活用(変更)事業計画書(様式第5号の2)を、市長に提出するものとする。

(寄附金交付の取消し等)

第16条 市長は、次の各号に掲げる場合には、寄附金の交付について、その全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 登録大学等が、法令又はこの要綱に違反した場合
- (2) 登録大学等が、寄附金を不正その他不適当な用途に使用した場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、寄附金を交付することが適当でないと判断される場合

2 前項の規定により取り消し、又は変更した場合において、既に当該取消しに係る部分の寄附金が交付されている場合、登録大学等は、当該寄附金の全部又は一部を返還しなければならない。

(活動状況の情報発信)

第17条 登録大学等は、毎年度、自らのホームページ、各種SNS又は会報等の情報発信媒体において、活動状況、決算状況及び寄附金の使途等を広く情報発信することに努めるものとする。

(実績報告)

第18条 寄附の交付を受けた登録大学等は、活用した実績について、寄附金実績報告書(様式第6号)及び寄附金活用実績報告書(様式第6号の2)により、原則として、交付を受けた翌年度内に市長に提出するものとする。なお、交付の対象とした事業が複数年にわたる場合は、中間報告等として行い、事業の最終年度に完了報告を行う。

(状況報告及び調査)

第19条 市長は、寄附金の使途等に関し必要があると認めるときは、登録大学等に対して、寄附金の使途等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(個人情報の保護)

第20条 登録大学等は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うものとする。なお、登録大学等が、その業務の一部を外部委託等する場合においては、委託先に対しても、個人情報に関する適正な取り扱いを義務付けるものとする。

2 登録大学等において、個人情報の流出などの事故又は事故につながるおそれのある事案が発生した場合には、直ちに流出を防止するために必要な措置を講じるとともに、すみやかに市に報告するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、寄附金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

【千葉市大学支援寄附金】 寄 附 申 込 書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者の情報	氏名	フリガナ			
	住所 又は 所在地	〒	—		
電話番号		Eメール			

次のとおり、寄附を申し込みます。(この寄附金は負担付寄附にあたるものではありません。)

寄附金額	金	円
対象大学等名 (寄附先団体)	(※複数の大学等への寄附をご希望の場合は、団体ごとに一枚の申込書をご提出ください。)	
お名前等の公表	●あなたのお名前(団体名)、住所(所在地)の市区町村名、寄附金額を市ホームページや広報誌等で公表してもよろしいですか? (※右欄に☑してください。☑がない場合は、公表いたしません。)	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない
申込者情報の提供	●当該登録大学等に申込者の情報を提供させていただいてもよろしいですか?(大学等により、お礼状の送付があります) (※ご承諾いただけない場合は、右欄に☑してください。)	<input type="checkbox"/> 承諾しない
ワンストップ特例申請	●寄附金税額控除に係るワンストップ特例申請を希望されますか?(※ご希望の場合は、右欄に☑してください。)	<input type="checkbox"/> 希望する
お支払方法	●お支払い方法を選択してください。 (納付書)申込書が届き次第、納付書を送付いたします。 (現金書留)申込書と現金を併せてお送りください。 《上記以外の決済手段をご希望の方へ》 クレジットカード等、上記以外の決済手段をご希望の方は、インターネットの専用サイト「ふるさとチョイス」からお手続きください。(詳しくは、政策調整課 043-245-5058 まで。)	<input type="checkbox"/> 納付書 <input type="checkbox"/> 現金書留
注意事項	●市の責めに帰さない事由により、指定した大学等に市が寄附金を交付できない場合、当該寄附金は、市政全般(財政調整基金)に活用します。予めご了承ください。 ●寄附金額に関わらず、市からのお礼の品の提供はありません。予めご了承ください。	

<様式第2号>

年 月 日

登録大学等申請書

千葉県大学支援寄附金による寄附金交付の対象となる大学等として登録を受けたいので、千葉県大学支援寄附金（大学及び短期大学を指定した寄附）による寄附金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

大学等名			
代表者職・氏名	(※) (※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)		
住所 (所在地)	〒		
メールアドレス			
電話番号		主な活動地域	
設立年月日	年 月 日	学 生 数	名
役員数	名（うち監事 名）		
HP等(URL)			
千葉県との連携事業の実績（事業名、内容等） ※			
寄附金の活用見込み ※			
その他 添付資料	①誓約書（様式第2号の2） ②寄附金に係る個人情報の管理体制等について（様式第2号の3） ③市と連携協定を締結していることを証明するもの ④市民、企業、行政など地域との連携・協力して公益性の高いまちづくり活動を行っていることを証するもの ⑤その他、大学等の広報物等、活動に関して参考となる書類		

※記載内容の概要をホームページに掲載します。

<様式第2号の2>

誓 約 書

私は、千葉市大学支援寄附金（大学及び短期大学を指定した寄附）による寄附金交付要綱のほか、法令等を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、関係機関等に照会することについて承諾します。

記

- 1 法令違反、公序良俗に反する活動をしていません。
- 2 活動の目的が、宗教、政治的なものではありません。
- 3 自己又は自団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団又は暴力団員である。
 - (2) 自己、自団体若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 4 会員が納めるべき会費等の収入がある場合、会費等の集金を廃止することや、会費相当額を寄附金として会員に寄附させることなど、寄附金を事実上の会費等に代わるものとして取り扱う意思はありません。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

大学等名

代表者職・氏名

(※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

<様式第2号の3>

寄附金に係る個人情報の管理体制等について

大学等名 : _____

1 大学等における個人情報の管理体制について

個人情報の管理責任者

(職名・氏名) : _____

個人情報の作業責任者

(職名・氏名) : _____

個人情報の保管場所・保管方法 (盗難・紛失等の事故防止措置等)

保管場所 :

保管方法 :

その他 (任意) :

2 個人情報の提供先について

(個人情報が最終的に伝わる事業者名を正式名称にて全て記載)

【事業者名】

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

5 _____

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を報告してください。

<様式第3号>

年 月 日

登録大学等辞退届

(あて先) 千葉市長

住 所

団体名

代表者職・氏名 (※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

当大学等は、千葉市大学支援寄附金（大学及び短期大学を指定した寄附）による登録大学等となりましたが、同要綱第12条の規定により、下記の理由のため、これを辞退いたします。

記

1 辞退理由

<様式第4号>

年 月 日

寄附金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

大学等名

代表者職・氏名

(※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

千葉市大学支援寄附金(大学及び短期大学を指定した寄附)において、下記のとおり、当大学等を指定して寄附された寄附金の交付を受けたいので、同要綱第14条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請に当たり、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

1 申請金額 _____ 円

2 対象期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月分

3 添付書類

寄附金活用事業計画書<様式第4号の2>

<様式第4号の2>

寄附金活用事業計画書

事業名	
実施日（期間）	
実施場所	
事業目的	
事業内容 ※実施内容や寄附金の 用途を具体的に記 入してください。	
予想される 成果・効果	

※活用事業が複数ある場合には、事業ごとに作成、又は事業の内訳がわかるように記入すること。（その他参考となる書類があれば添付してください。）

<様式第5号>

年 月 日

寄附金変更申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

大学等名

代表者職・氏名

(※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

年 月 日付にて申請した寄附金については、下記のとおり申請内容を変更したいので、千葉市大学支援寄附金(大学及び短期大学を指定した寄附)による寄附金交付要綱第15条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

寄附金活用(変更)事業計画書<様式第5号の2>

※添付書類は、変更前後の内容が比較できるよう記載すること。

<様式第5号の2>

寄附金活用（変更）事業計画書

事業名	
実施日（期間）	
実施場所	
事業目的	
事業内容 ※実施した内容や寄附金の使途を具体的に記入してください。	
予想される成果・効果	

※活用事業が複数ある場合には、事業ごとに作成、又は事業の内訳がわかるように記入すること。（その他参考となる書類があれば添付してください。）

※変更した内容がわかるように記載すること。

<様式第6号>

年 月 日

寄附金実績報告書

(あて先) 千葉市長

住 所

大学等名

代表者職・氏名

(※)

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。)

年度中に交付を受けた寄附金について、下記のとおり活用して事業を実施しましたので、千葉市大学支援寄附金（大学及び短期大学を指定した寄附）による寄附金交付要綱第18条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 寄附金受入額 年度合計 円

2 添付書類

寄附金活用実績報告書<様式第6号の2>

※寄附金実績報告書（この様式）は、原則として、交付を受けた翌年度内に報告するものとする。なお、交付の対象とした事業が複数年にわたる場合は、中間報告等として行い、事業の最終年度に完了報告を行う。

<様式第6号の2>

寄附金活用実績報告書

事業名	
実施日（期間）	
実施場所	
事業内容 ※実施内容や寄附金の使途を具体的に記入してください。	
事業実施の成果・効果（見込み）	

※活用事業が複数ある場合には、事業ごとに作成、又は事業の内訳がわかるように記入すること。（その他参考となる書類があれば添付してください。）

※提出期限までに成果・効果を示すことが困難な場合は、その見込みを記載すること。